

市内小中学校における不登校児童生徒の現状と支援について

1. 小・中学校における不登校の状況について
 - 不登校とは

 - 小・中学校における不登校の状況について（グラフ）

 - 赤穂市立学校における不登校児童生徒の推移について（グラフ）
 1. 小学校
 2. 中学校

2. 赤穂市不登校児童生徒への支援体制（図）
 - 各学校の取組

 - 青少年育成センターの取組

 - 兵庫県の取組

 - 民間団体の取組

3. 現状の分析と今後の取組について

小・中学校における不登校の状況について

○不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

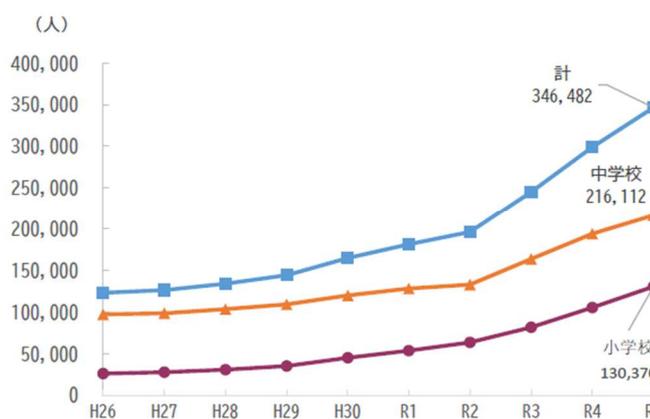
不登校の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない、迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない(できない)。

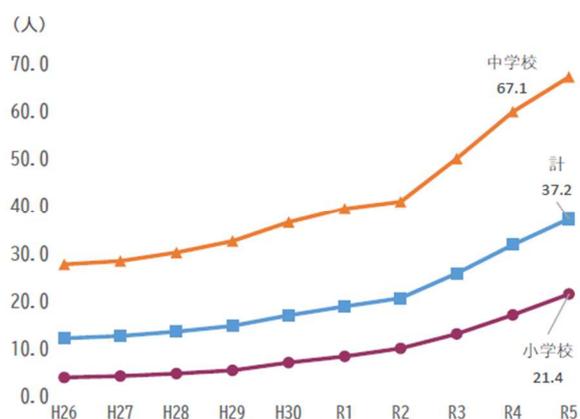
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人(前年度299,048人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人(前年度31.7人)。
- 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)

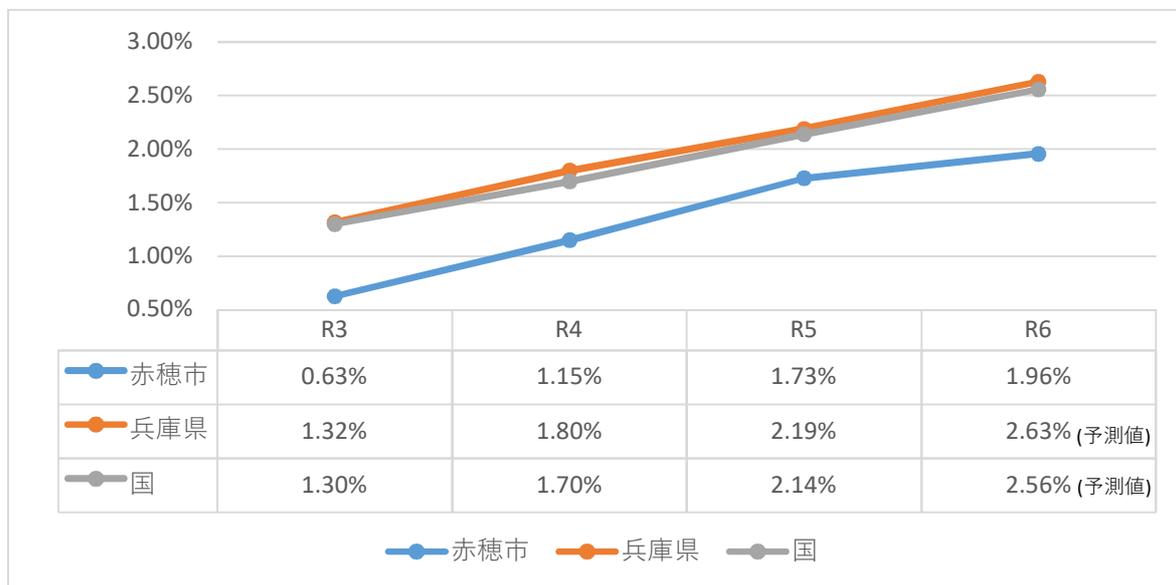


不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

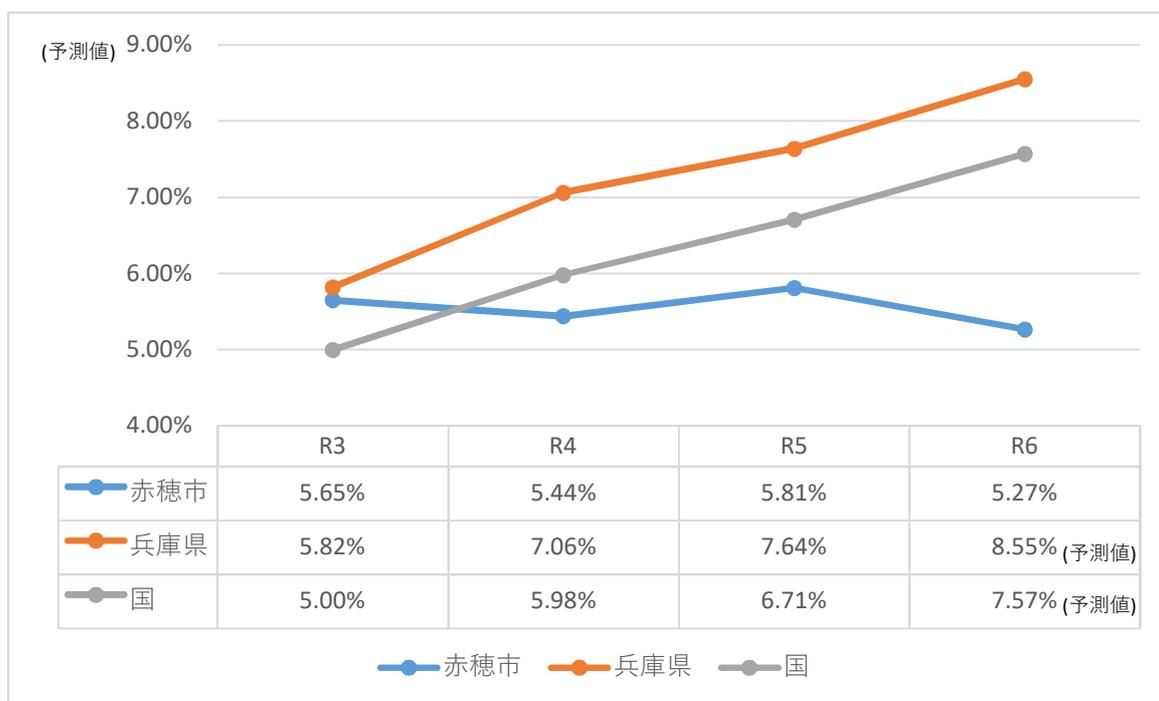
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

赤穂市立学校における不登校児童生徒の推移について

1. 小学校

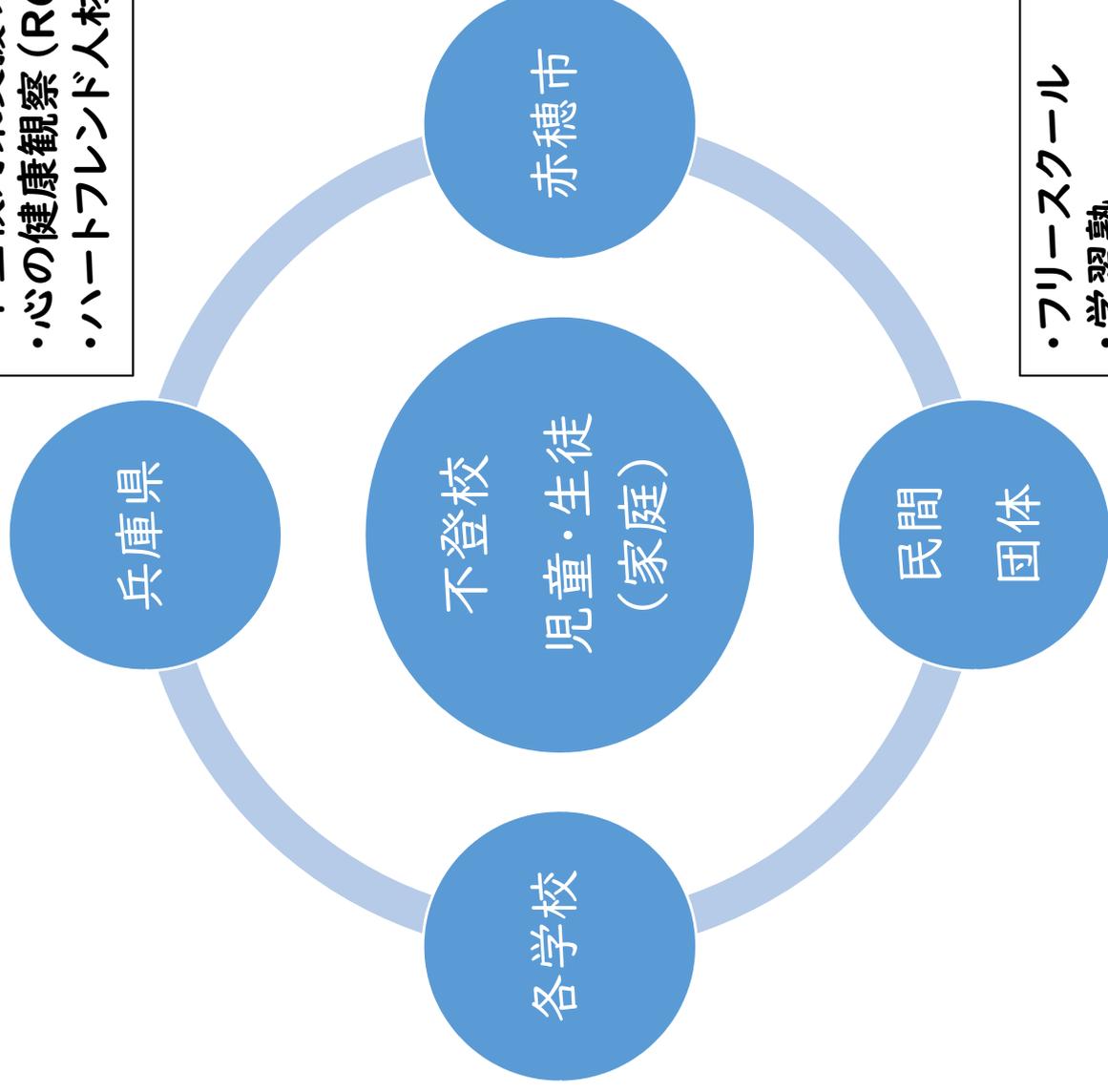


2. 中学校



赤穂市 不登校児童生徒への支援体制

- ・学級担任、学年担当、生徒指導担当職員の関わり
- ・心の教室（不登校支援員）
- ・保健室
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・タブレット端末使用リモート授業



- ・但馬やまびこの郷、神出学園、山の学校
- ・不登校児童生徒支援員（市：心の教室）
- ・不登校対策支援プラン
- ・心の健康観察（R6実証事業にて実施）
- ・ハートフレンド人材バンク

- ☆青少年育成センター
 - ・教育支援センター（ふれあい教室）
 - ・SSW推進事業
 - ・教育相談事業（カウンセラー）（発達検査員）
 - ・不登校対策委員会
 - ・ふれあい親の会

- ・フリースクール
- ・学習塾（通信講座を含む）

赤穂市 不登校児童生徒への支援体制

○各学校の取組

- ・学級担任、学年担当、生徒指導担当職員の関わり
- ・心の教室（不登校支援員）
- ・保健室における対応
- ・スクールカウンセラーによる対応
- ・スクールソーシャルワーカーによる対応
- ・タブレット端末使用 リモート授業

○青少年育成センターの取組

- ・教育支援センター（ふれあい教室）
- ・スクールソーシャルワーカー推進事業
- ・教育相談事業（カウンセラー）（発達検査員）
- ・不登校対策委員会
- ・ふれあい親の会

○兵庫県の取組

- ・但馬やまびこの郷、神出学園、山の学校
- ・不登校児童生徒支援員（市：心の教室）
- ・不登校対策支援プラン
- ・心の健康観察（R6 実証事業にて実施）
- ・ハートフレンド人材バンク

○民間団体の取組

- ・フリースクール
- ・学習塾（通信講座を含む）

■はじめに

子どもに対する関わりや支援で大切にしたいこと

※学校側の一方的な考えによる対応ではなく、子どもの視点から一人一人に応じた対応をとる。

※不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、児童生徒が不登校に至った状況を正しく理解し、個々のケースに応じた対応をとる。

一つの傾向として、教職員が考えている不登校の理由と、子どもが理由として挙げていることにはギャップがあるということが言われています。

教職員は、



生徒自身や家庭の問題を不登校の理由としてとらえている。

一方、子どもは、

友だちや教職員との関係性、学習遅れの不安をその理由として挙げている。

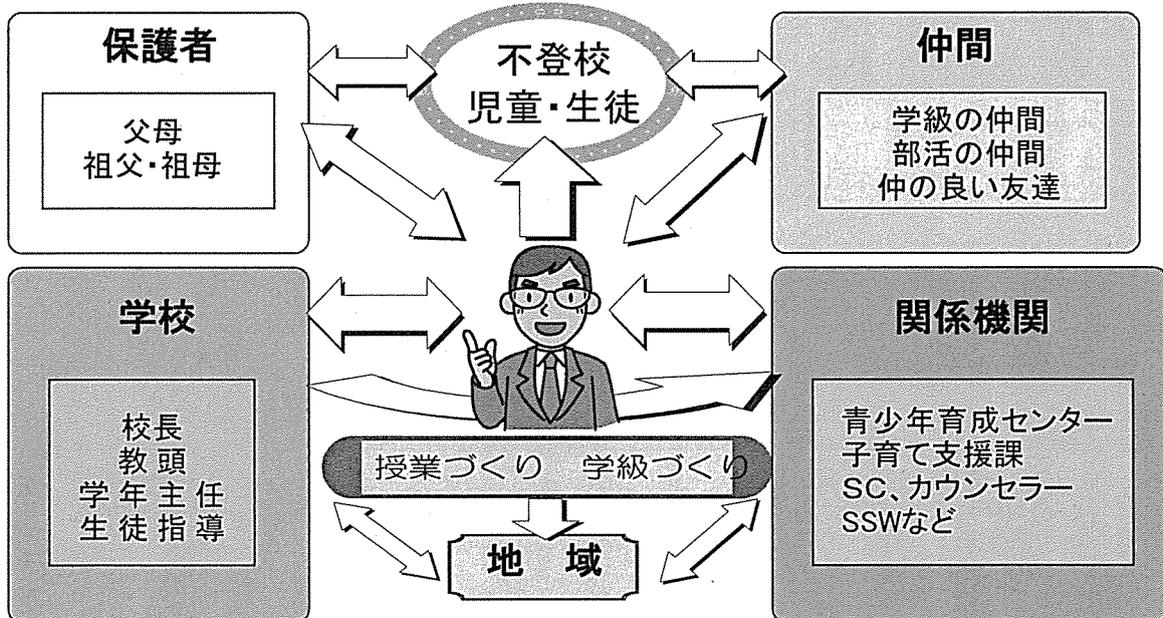


このように、双方で「ズレ」が生じていることもあります。だから、関わりでは上記の2点を大事にしてください。

学級担任・若い先生に大切にしてほしいこと

学級づくり・授業づくりと思いやりを大事にした人間関係づくり

人と人の関係づくりをマネジメントする



令和7年度「心の教室相談員」配置事業実施要項

1 趣 旨

不登校児童生徒数は増加傾向を踏まえ、令和5年度から「ひょうご不登校対策プロジェクト」を立ち上げ、全県一丸となった不登校対策を推進している。特に、子ども達が安心できる居場所である「校内サポートルーム」の充実が喫緊の課題であることから、各学校の実情を踏まえた不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や不登校の未然防止・早期対応の取組を支援するとともに、教職員の負担軽減を図るため、不登校児童生徒支援員配置補助事業を実施し、その経費の一部を補助することとなった。

赤穂市においては市内全中学校と市内小学校3校に「心の教室相談員」を配置し、校内に安心できる居場所づくりを進めてきた。今年度は県の不登校児童生徒支援員配置補助事業を活用し、これまでの事業を拡充し、市内全中学校と市内小学校5校に「心の教室相談員」を配置し、さらに個に応じたきめ細かな対応を行っていく。

2 職 名

心の教室相談員

3 事業内容

地域人材等を活用した、「心の教室相談員」（以下、「相談員」という。）を配置し、授業中や放課後に、校内サポートルームにおける不登校児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う。

4 実施期間

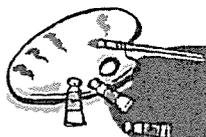
令和7年4月7日（月）～令和8年3月19日（木）

5 対象経費

6 その他

- (1) 相談員は職務上知り得た、個人情報をはじめとした秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。（地方公務員法第34条）
- (2) 相談員の従事内容については上記3事業内容の範囲内とし、その他必要が生じる場合は、別途学校長が定める。
ただし、校外で行う教育活動等、学校外への出張は認めない。
- (3) 相談員の実施計画（別添様式1）は各学校において作成し、前月27日までに赤穂市青少年育成センターへ提出する。
- (4) 相談員の実績報告（別添様式2）は各学校において作成し、翌月3日までに赤穂市青少年育成センターへ提出する。

学校に行きにくい児童生徒・その保護者を応援します



赤穂市青少年育成センター事業（教育支援関係）

○面接相談（要予約） 青少年育成センター内 相談室ほか



◇カウンセリング

<第1・第3月曜日、第2土曜日>	午前10時～午後4時
担当：A先生（臨床心理士）	
<第1・第3火曜日>	午前10時～午後4時
担当：B先生（臨床心理士）	
<第2・第4土曜日>	午前10時～午後4時
担当：C先生（臨床心理士）	
<第2・第4土曜日>	午前10時～午後4時
担当：D先生（臨床心理士）	

○電話相談 専用電話 43-7831 【フリーダイヤル 0120-783-115】

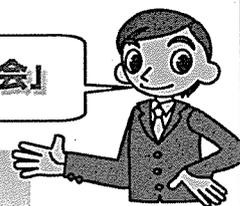
<スタッフ>センター所長1名、指導員1名
 <実施日時>毎週 月曜日～金曜日 9:00～17:00

◆幼児・児童・生徒及び保護者・教員を対象に、教育に関する内容のカウンセリング、電話相談を実施

○ふれあい「親の会」 青少年育成センター内 会議室

<スタッフ> 臨床心理士、センター所長ほか
 <実施日時> 毎月第2土曜日 10:00～12:00

ふれあい「親の会」



◆学校に行きにくい児童・生徒の保護者と、臨床心理士とによる情報交換と相互アドバイス、意見交流の実施

○教育支援センター「ふれあい教室」 青少年育成センター内 学習室ほか

<スタッフ>センター所長、指導員1名、事務員1名
 <実施日時>毎週 月曜日～金曜日 9:00～12:00
 水曜日・金曜日 13:30～15:00



○学校・保護者からの委託を受け、学校に行きにくい児童・生徒への集団適応指導と基礎学力の補充、体験活動等を実施

◆学校に行きにくい児童・生徒を対象に、社会的自立や学校復帰への支援活動と学習・体験活動の実施

令和7年度スクールソーシャルワーク推進事業に係る
スクールソーシャルワーカーの配置について

赤穂市教育委員会

- 1 職種 スクールソーシャルワーカー
- 2 目的 不登校、いじめ、暴力行為、少年非行などの問題を抱える子どもたちを、学校や家庭、地域社会の枠組みにとらわれず総合的にサポートする「スクールソーシャルワーク」の研究実践を推進する。
- 3 職務内容
 - (1) 問題を抱える子どもたちへの、学校や家庭、地域社会を総合的に取り込んだサポート活動
 - (2) 地域関係機関や団体との連絡調整及び情報交換
 - (3) 地域サポートチーム会議の実施
 - (4) 該当児童生徒への個別支援及び教育相談
 - (5) 教職員への情報提供等の支援と指導
 - (6) その他
- 4 派遣方法
 - (1) 赤穂市教育委員会は、スクールソーシャルワーカーとして委嘱する。
 - (2) 赤穂市教育委員会は、中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣する。
 - (3) 事業実施回数 原則として、週1回程度(1回7時間45分)とする。
- 5 派遣期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 6 その他 その他勤務条件等については別途定める。

令和7年度赤穂市不登校対策委員会

赤穂市青少年育成センター

1 設置の目的

赤穂市における不登校生徒数は、兵庫県並びに全国平均を上回っており不登校の要因や状態も多様化している。また、専門的な対応が求められるようになり、これまで以上に取り組むべき重要な課題となっている。

このようなことから、不登校担当者は、学級担任をはじめとする全教職員と連携し、指導のあり方や指導体制について検討し、不登校児童生徒それぞれの状況に応じた、きめ細かな対応や適切な指導に努めなければならない。

そこで、協議や研修を通して、学校における不登校の課題に適切に対応できる実践力と指導力の向上を図ることを目的として、この担当者会を設置する。

2 運営方法

(1) 開催回数

年間3回(各学期に1回)に開催する

(2) 開催時間

15:00~16:30

(3) 開催場所

赤穂市教育研究所 講習室

(4) 会の参加者

小学校・中学校不登校担当者、
中学校代表校長、小学校代表校長、
育成センター職員
スクールソーシャルワーカー(半羽 SV、他4名)
育成センター・カウンセラー(4名)

(5) 会の内容

研修及び事例研究、実践事例交流

3 校内体制の整備への支援

- 教育相談
- スクールカウンセラーや関係機関との連携

ふれあい親の会



「私の子育てが悪かったから？」

「だれもわかってくれない」

「こんな悩みは私だけ」

「とても人にはいえない・・・」

毎日毎日やってくる朝をいやだと思っておられませんか？

育成センターという守られた場所で、

同じ悩みを持つ仲間と本音で話してみたいとおもいませんか？

そんな保護者のみなさまへのおさそいです。

対象：こどもさんの不登校や行き渋りについて悩んでおられる保護者

日時：毎月 第2土曜日

10時～12時

場所：赤穂市青少年育成センター 2階

加里屋中州3丁目56番地（旧図書館）

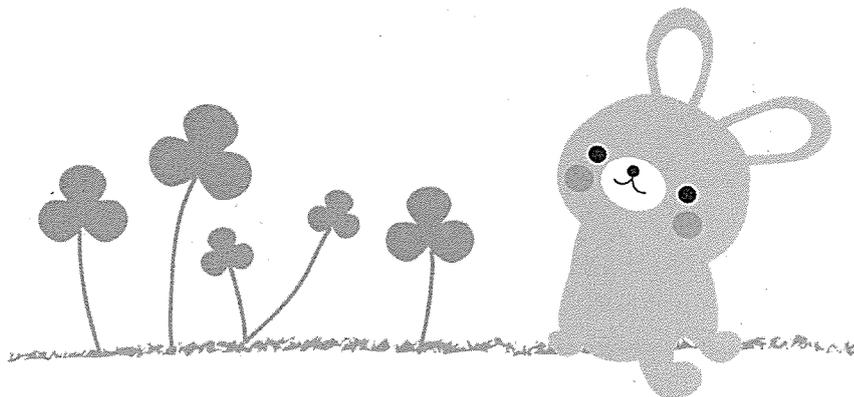
(0791) 43-7851

内容：カウンセラーを交えた小グループで、ご自身の「今、ここで」を自由にお話しいただきます。（他の参加者を尊重します。その上での発言は自由です。）

申し込み：不要

費用：無料

お問い合わせ：赤穂市青少年育成センター (0791) 43-7851



3. 現状の分析と今後の取組について

現状

- 全国的に小中学校における不登校児童生徒数は年々増加している。
- 赤穂市における不登校出現率は、国・県の推移と比較して、令和6年度は小学校において微減、中学校においては大きく減少している。
- 各学校においては、学級担任をはじめ教職員が子どもと家庭に寄り添い、一人一人の状況に応じた支援を行っている。それぞれの居場所づくりについては、教室以外にも保健室や心の教室、カウンセリングルーム等、心を落ち着かせる場所を確保している。また学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性も十分に活用している。
- 赤穂市としては青少年育成センターにおいて、ふれあい教室の設置や相談事業をとおして、子どもと保護者に対する支援を行っている。またソーシャルワーカーを通じて、必要が生じた際には、福祉や医療といった他機関との連携も行っている。
- 県、民間団体においても、子どもと保護者に対する事業や支援を行っている。兵庫県は一昨年度から「ひょうご不登校対策プロジェクト」の推進を通して、校内サポートルーム（心の教室）の設置を小学校においても、全校配置に向け段階的に拡充を図っている。

今後の取組

- 不登校児童生徒については、子どもそれぞれに状況が異なるため、引き続き、個別にきめ細かな対応が必要である。
- 学校の教員のみならず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校外のカウンセラー、発達検査員等の専門性を子どもと家庭の支援に活かしていく。
- 今後も、子どもの社会的自立を目的として、教室、学校内、学校外に子どもの居場所を確保する。
- 学校のみならず、市・県・民間団体による取組については、「広報あこう」や赤穂市HPにて広く周知する。